新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| **高知県地域林業総合支援事業費補助金交付要綱**  第１条から第11条　（略）  附　則  １　この要綱は、平成28年４月１日から施行する。  ２　この要綱は、令和９年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第５条、第７条第３項、第８条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  附　則　（略）  附　則　（略）  附　則  この要綱は、令和６年３月26日から施行する。  別表第１（第２条、第３条関係）   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 事業区分 | 補助対象経費 | 補助率等 | | | 事業主体 | 補助事業者 | | 地域林業振興事業 | 地域林業の振興に効果が認められる事業に要する経費として知事が認める経費 | ２分の１以内。ただし、素材生産に使用する林業機械については、次のとおりとする。  １　主として高知県森の工場活性化対策事業実施要領第４の規定により承認された森の工場で利用する場合は、10分の４以内  ２　１以外の場合は、３分の１以内 | | | １　市町村等（市町村、一部事務組合並びに広域連合及び複数の市町村が組織する協議会）  ２　広域活動団体（高知県森林組合連合会、一般社団法人高知県森林整備公社、高知県素材生産業協同組合連合会、一般社団法人高知県木材協会、高知県木材産業協同組合連合会及び高知県木炭振興会（特用林産振興事業に限る。））  ３　森林組合、農業協同組合、農事組合法人及び生産森林組合  ４　集落活動センター運営組織（特用林産振興事業に限る。）  ５　地域材を利用する法人（注）７（特用林産振興事業に限る。）  ６　林業者等の組織する団体（３名以上で組織する林業・木材生産を業とする団体）、地方公共団体等が出資する法人及び森の工場の認定を受けた事業体  ７　森林所有者（作業道整備事業に限る。） | 市町村等及び広域活動団体 | | 作業道整備事業 | 森林資源循環利用促進事業におけるみどりの環境整備支援事業（作業道整備）の対象とならない木炭原木等林産物の生産に必要な作業道の開設又は整備に要する経費 | 次の区分ごとに定める単価を用いて算定した額又は市町村等が交付する補助金の額のいずれか低い額を上限とする。 | | | | １　幅員1.5ﾒｰﾄﾙ以上2.0ﾒｰﾄﾙ未満  （１）路面整備 　 100円/m  （２）開設 500円/m  （３）丸太積み工 700円/m  （４）洗い越し工 6,000円/箇所 | | ３　幅員2.5ﾒｰﾄﾙ以上3.0ﾒｰﾄﾙ未満  （１）路面整備 　 150円/m  （２）開設 1,100円/m  （３）丸太積み工 700円/m  （４）洗い越し工 6,000円/箇所 | | ２　幅員2.0ﾒｰﾄﾙ以上2.5ﾒｰﾄﾙ未満  （１）路面整備 　 130円/m  （２）開設 800円/m  （３）丸太積み工 700円/m  （４）洗い越し工 6,000円/箇所 | | ４　幅員3.0ﾒｰﾄﾙ以上  （１）路面整備 200円/m  （２）開設 1,500円/m  （３）丸太積み工 700円/m  （４）洗い越し工 6,000円/箇所 | | 特用林産振興事業 | 特用林産業の振興に効果が認められる事業に要する経費 | ２分の１以内。ただし、シキミ・サカキ植栽、改良及びきのこ用原木、種駒の購入については、次のとおりとし、きのこ類における菌床及び菌床の生産に係る種菌、培地の購入は補助対象外とする。 | | | | １　シキミ・サカキ関連事業  （１）購入したシキミ植栽 160円/本  （２）購入したサカキ植栽 150円/本  （３）改良 10万円/ha | ２　きのこ用原木、種駒等の購入  （１）流通原木の購入 150円/本  （２）種駒、おがくず菌及び形成菌の購入 ２分の１以内 | | | 林業雇用創出事業 | 森林資源を活用した事業の開始に要する経費（注）8 | ２分の１以内。ただし、１事業あたりの補助金額の上限は200万円で、林業就業者（注）9を新たに１人以上雇用するものとする。  また、補助対象経費は事業を開始する際に必要な経費とし、人件費などの経常的な経費は補助対象外とする。 | | | 認定事業体等（注）10 | 市町村 |   (注) １　公用施設の整備及び維持管理に係る事業並びに国及び県の他の補助事業に採択された事業は、補助の対象としない。  ２　事業主体の職員給与等の人件費及び経常的に雇用されている賃金職員の賃金、食糧費、施設整備に係る用地関連経費及び既存施設の解体・取壊し経費は、補助対象外経費とする。  ３　補助金額は、事業ごとの補助対象経費に「補助率等」欄に定める率又は単価を適用した後、1,000円未満を切り捨てた額とする。  ４　地域林業振興事業において補助の対象とする素材生産に使用する林業機械とは、素材生産に付随する路網整備作業に使用する機械を含むものとする。具体的には、次に掲げる機械とする。  (１)　フェラーバンチャー、スキッダ、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、林内作業車、自走式ウィンチ、ログローダ、グラップル付きトラック、フォークリフト、クレーン付きトラック、タワーヤーダ、スイングヤーダ、集材機、バックホウ、ダンプトラック等  (２)　(１)に掲げる機械のベースマシンに追加して取り付けるアタッチメント類  ５　事業主体は、事業の要件を満たすとともに、自らが生産活動を行う団体等とする。  ６　補助事業者は、原則として市町村等又は広域活動団体とする（林業雇用創出事業については市町村に限る。）。  なお、事業主体としての条件は満たしているが、所在地の市町村の補助制度上の理由等で市町村が補助事業者になることができない場合であって、知事が特に認めたものは、補助事業者となることができる。  　 ７　地域材を利用する法人とは、県内で生産された木材・原木を80パーセント以上利用する法人をいう。  　　 ８　林業雇用創出事業は、事業主体の新たな事業を開始する初年度に係る経費のみを補助対象とする。  　　 ９　林業就業者とは、年間の林業就労日数が60日以上の者をいう。  　　 10　認定事業体等とは、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第45号）の規定により改善計画を認定された林業事業体又は認定を受ける予定の林業事業体をいう。    別表第２（第２条、第５条関係）　（略）  別記　第1号様式から第５号様式　（略） | **高知県地域林業総合支援事業費補助金交付要綱**  第１条から第11条　（略）  附　則  １　この要綱は、平成28年４月１日から施行する。  ２　この要綱は、令和６年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第５条、第７条第３項、第８条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  　附　則　（略）  附　則　（略）  別表第１（第２条、第３条関係）   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 事業区分 | 補助対象経費 | 補助率等 | | | 事業主体 | 補助事業者 | | 地域林業振興事業 | 地域林業の振興に効果が認められる事業に要する経費として知事が認める経費 | ２分の１以内。ただし、素材生産に使用する林業機械については、次のとおりとする。  １　主として高知県森の工場活性化対策事業実施要領第５の規定により承認された森の工場で利用する場合は、10分の４以内  ２　１以外の場合は、３分の１以内 | | | 市町村等（市町村、一部事務組合、広域連合及び複数の市町村が組織する協議会）、広域活動団体（高知県森林組合連合会、一般社団法人高知県森林整備公社、高知県素材生産業協同組合連合会、一般社団法人高知県木材協会、高知県木材産業協同組合連合会、集落活動センター運営組織及び高知県木炭振興会）、森林組合、農業協同組合、農事組合法人、生産森林組合、集落活動センター運営組織、高知県木炭振興会、地域材を利用する法人（注）７、林業者等の組織する団体（３名以上で組織する林業・木材生産を業とする団体）、地方公共団体等が出資する法人、森の工場の認定を受けた事業体及び森林所有者（集落活動センター運営組織、高知県木炭振興会及び地域材を利用する法人は特用林産振興事業、森林所有者は作業道整備事業に限る。） | 市町村等及び広域活動団体 | | 作業道整備事業 | 森林資源循環利用促進事業におけるみどりの環境整備支援事業（作業道整備）の対象とならない木炭原木等林産物の生産に必要な作業道の開設又は整備に要する経費 | 次の区分ごとに定める単価を用いて算定した額又は市町村等が交付する補助金の額のいずれか低い額を上限とする。 | | | | １　幅員1.5ﾒｰﾄﾙ以上2.0ﾒｰﾄﾙ未満  （１）路面整備 　 100円/m  （２）開設 500円/m  （３）丸太積み工 700円/m  （４）洗い越し工 6,000円/箇所 | | ３　幅員2.5ﾒｰﾄﾙ以上3.0ﾒｰﾄﾙ未満  （１）路面整備 　 150円/m  （２）開設 1,100円/m  （３）丸太積み工 700円/m  （４）洗い越し工 6,000円/箇所 | | ２　幅員2.0ﾒｰﾄﾙ以上2.5ﾒｰﾄﾙ未満  （１）路面整備 　 130円/m  （２）開設 800円/m  （３）丸太積み工 700円/m  （４）洗い越し工 6,000円/箇所 | | ４　幅員3.0ﾒｰﾄﾙ以上  （１）路面整備 200円/m  （２）開設 1,500円/m  （３）丸太積み工 700円/m  （４）洗い越し工 6,000円/箇所 | | 特用林産振興事業 | 特用林産業の振興に効果が認められる事業に要する経費 | ２分の１以内。ただし、シキミ・サカキ植栽、改良及びきのこ用原木、種駒の購入については、次のとおりとし、きのこ類における菌床及び菌床の生産に係る種菌、培地の購入は補助対象外とする。 | | | | １　シキミ・サカキ関連事業  （１）購入したシキミ植栽 160円/本  （２）購入したサカキ植栽 150円/本  （３）改良 100,000円/ha | ２　きのこ用原木、種駒等の購入  （１）流通原木の購入 150円/本  （２）種駒、おがくず菌及び形成菌の購入 ２分の１以内 | |   (注) １　公用施設の整備及び維持管理に係る事業並びに国及び県の他の補助事業に採択された事業は、補助の対象としない。  ２　事業主体の職員給与等の人件費及び経常的に雇用されている賃金職員の賃金、食糧費、施設整備に係る用地関連経費及び既存施設の解体・取壊し経費は、補助対象外経費とする。  ３　補助金額は、事業ごとの補助対象経費に「補助率等」欄に定める率又は単価を適用した後、1,000円未満を切り捨てた額とする。  ４　地域林業振興事業において補助の対象とする素材生産に使用する林業機械とは、素材生産に付随する路網整備作業に使用する機械を含むものとする。具体的には、次に掲げる機械とする。  (１)　フェラーバンチャー、スキッダ、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、林内作業車、自走式ウィンチ、ログローダ、グラップル付きトラック、フォークリフト、クレーン付きトラック、タワーヤーダ、スイングヤーダ、集材機、バックホウ、ダンプトラック等  (２)　(１)に掲げる機械のベースマシンに追加して取り付けるアタッチメント類  ５　事業主体は、事業の要件を満たすとともに、自らが生産活動を行う団体等とする。  ６　補助事業者は、原則として市町村等又は広域活動団体とする。  なお、事業主体としての条件は満たしているが、所在地の市町村の補助制度上の理由等で市町村が補助事業者になることができない場合であって、知事が特に認めたものは、補助事業者となることができる。  　 ７　地域材を利用する法人とは、県内で生産された木材・原木を80パーセント以上利用する法人をいう。  別表第２（第２条、第５条関係）　（略）  別記　第1号様式から第５号様式　（略） |